

令和6年6月3日

指定生活介護事業所 管理者 様

和泉市福祉部障がい福祉課長

指定生活介護にかかる令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定について

平素より、本市障がい福祉行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標題について、今般、厚生労働省及びこども家庭庁において、障がい福祉サービス等報酬にかかる関係告示等の改正が行われ、一部を除いて令和6年4月1日より施行されますのでお知らせします。

各事業所においては、厚生労働省及びこども家庭庁より示されている改正後の関係告示や留意事項等の通知（以下「告示等」という。）をよくお読みいただき、事業の運営に遺漏のないようお願いいたします。

記

1. 生活介護における基本報酬区分の見直し（サービス提供時間ごとの基本報酬の設定）

利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、障がい支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。

なお、サービス提供時間は、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障がい特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者等について、以下のとおり配慮する。

所要時間による区分については、現に要した時間により算定されるのではなく、生活介護計画に基づいて行われるべき指定生活介護等を行うための標準的な時間に基づき算定されるものである。この所要時間については、原則として送迎に要する時間は含まないものである。

生活介護計画の見直しを行い、標準的な時間を定めた上で、その標準的な時間に基づき算定するものであるが、令和6年4月から生活介護計画の見直しまでの間は、前月の支給実績等や本人の利用意向の確認を行うことにより、標準的な時間を見込むものとする。

なお、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間と実際のサービス提供時間が合致しない状況が続く場合には、生活介護計画の見直しを検討すること。

また、所要時間に応じた基本報酬を算定する際には、次に留意すること。

ア 当日の道路状況や天候、本人の心身の状況など、やむを得ない事情により、その日の所要時間が、生活介護計画に位置付けられた標準的な支援時間よりも短くなった場合は、標準的な時間に基づき算定して差し支えない。

イ 利用者が必要とするサービスを提供する事業所が当該利用者の居住する地域にない場合等であって、送迎に要する時間が往復3時間以上となる場合は、1時間を生活介護計画に位置付け

る標準的な時間として加えることができる。

なお、ここでの片道とは送迎車両等が事業所を出発してから戻ってくるまでに要した時間のことであり、往復は往路（片道）と復路（片道）の送迎に要する時間の合計である。

ウ 医療的ケアスコアに該当する者、重症心身障がい者、行動関連項目の合計点数が10点以上である者、盲ろう者等であって、障がい特性に起因するやむを得ない理由により、利用時間が短時間（サービス提供時間が6時間未満）にならざるを得ない利用者については、日々のサービス利用前の受け入れのための準備やサービス利用後における翌日の受け入れのための申し送り事項の整理、主治医への伝達事項の整理などに長時間を要することが見込まれることから、これらに実際に要した時間を、1日2時間を限度として生活介護計画に位置付ける標準的な支援時間として加えることができる。

なお、やむを得ない理由については、利用者やその家族の意向等が十分に勘案された上で、サービス担当者会議において検討され、サービス等利用計画等に位置付けられていることが前提であること。

エ 送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締り等）に要する時間は、生活介護計画に位置付けた上で、1日1時間以内を限度として、生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。

オ 実際の所要時間が、居宅においてその介護を行う者等の就業その他の理由により、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも長い時間に及ぶ場合であって、日常生活上の世話をを行う場合には、実際に要した時間に応じた報酬単価を算定して差し支えないこと。

2. 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A（抜粋）

【問】 平日の営業時間が9時～16時（7時間）の事業所において、土日祝日の営業時間を平日と異なり9時～12時（3時間）と短時間としている場合、平日と同様に、サービス提供時間を7時間として算定して良いか。

【答】 土日祝日において、運営規定に定める営業時間を、平日より短時間としている場合には、現にサービスを提供した時間（この場合においては3時間）で報酬を算定すること。
なお、営業時間を超えてサービスを提供した場合には、この限りではない。

【問】 留意事項通知（6）②（一）ウに関して、障害特性等に起因するやむを得ない理由により利用時間が短時間となる場合の特例の対象者については、例示されている医療的ケアが必要な者、重症心身障害者、強度行動障害を有する者、盲ろう者に限られるのか。

【答】 限られるものではない。例えば、重度の身体障害や精神障害等に起因するやむを得ない理由により、短時間となる場合も考えられることから、市町村において、利用者の状態等を勘案し判断されたい。

【問】留意事項通知（6）②（一）ウに関して、「日々のサービス利用前の受け入れのための準備やサービス利用後における翌日の受け入れのための申し送り事項の整理、主治医への伝達事項の整理などに長時間を要する」場合については、実際に要した時間を、令和6年4月当初には見込むことが困難と考えられるが、前月の支援状況等を基に、おおよその見込みで所要時間を計算しても差し支えないか。

【答】差し支えない。なお、生活介護計画の見直しの際には、支援実績等を勘案して見直しを行うこと。

【問】生活介護計画における標準的なサービス提供時間については、送迎や障害特性等による配慮事項に該当する者の場合、どのように記載するのか。

【答】標準的なサービス提供時間については、送迎や障害特性等による配慮事項に該当する者の場合、例えば、以下のように、合計のサービス提供時間とその内訳がわかるように記載すること。

（イメージ）

- ・ サービス提供時間 4 時間
- ・ 送迎に係る配慮 1 時間
- ・ 障害特性に係る配慮 30分
- ・ 送迎時の移乗等 30分 計 6 時間

【問】生活介護サービス費の基本報酬については、個別支援計画における標準的な時間にに基づき算定することとなったが、個別支援計画にどのように記載すればよいか。

【答】生活介護においては、別添の個別支援計画書参考様式を参考に、個別支援計画を作成する。個別支援計画には、実際のサービス提供時間に加え、生活介護の配慮規定（※）に該当する時間を加えた合計の時間を支援の標準的な提供時間等の欄に記載されたい。

※生活介護の配慮規定とは以下のこと

- 利用者が必要とするサービスを提供する事業所が当該利用者の居住する地域にない場合等であって、送迎に要する時間が往復3時間以上となる場合は、1時間を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。
- 医療的ケアスコアに該当する者、重症心身障害者、行動関連項目の合計点数が10点以上である者、盲ろう者等であって、障害特性等に起因するやむを得ない理由により、利用時間が短時間（サービス提供時間が6時間未満）にならざるを得ない利用者については、日々のサービス利用前の受け入れのための準備やサービス利用後における翌日の受け入れのための申し送り事項の整理、主治医への伝達事項の整理などに長時間を要すると見込まれることから、これらに実際に要した時間を、1日2時間以内を限度として生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。
- 送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締り等）に要する時間は、生活介護計画に位置付けた上で、1日1時間以内を限度として、生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。

【問】生活介護サービス費の基本報酬については、生活介護の配慮規定に該当する時間も含め個別支援計画における支援の標準的な提供時間等の欄に記載し、その標準的な時間で報酬を算定することとなったが、実績記録票にはどのように記載すればよいか。

【答】生活介護サービス提供実績記録票においては、従来どおり開始時間及び終了時間は実際のサービス提供時間を記載する。なお、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い新たに「算定時間数」を入力する欄を設けたところであるが、この欄には、生活介護の配慮規定に該当する時間も含め個別支援計画における支援の標準的な提供時間等の欄に記載した標準的な時間を記載することとなる。

<参考>

実績記録票の記載例は、厚生労働省ホームページにも掲載しているので参照されたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644_00018.html

3. 注意事項

以下は厚生労働省からの通知やQ&Aにない解釈について、多く質問のあったものをあくまで和泉市の考え方としてまとめています。他市での運用や解釈については異なる場合がありますので、利用者の各援護市にご確認ください。

●**単に営業時間をもって、生活介護計画において標準的な時間とせずに、個別のアセスメントに基づいて標準的な時間とすること。**

●事業所の都合以外による突発的な事象などにより利用時間が短くなった場合は、生活介護計画に位置付けた標準的な時間として算定しても差し支えない。

●あらかじめ利用時間が短くなることが分かっている場合などは、実際に利用した時間とすること。

●伝達事項に要した時間について、複数人についてまとめて伝達を行っている場合は、個別に要した時間をもって、伝達事項に要した時間とすること

●適宜、生活介護計画における標準的な時間を見直すこと。なお、見直しにあたっては、以下のような算出が考えられる。

※あくまで例であるため、各事業者において最も適切であると考えられる算出を行ってください。

(例)

- ・生活介護計画の見直しの頻度を踏まえ、過去3か月の平均利用時間を算出し、標準的な時間とする。
- ・週や月の大半を利用している時間をもって、標準的な時間とする。なお、大半とは、週5日のうち、3日以上のことをいう。

4. 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html

【問い合わせ】

大阪府和泉市福祉部 障がい福祉課 障がい者支援係

T E L : 0725-99-8133 (直通) 0725-41-1551 (代表)

F A X 0725-44-0111

E mail : shoufuku@city.osaka-izumi.lg.jp